

中部圏広域地方計画有識者会議運営要領

(名称)

第一条 本会議は、中部圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(設置)

第二条 中部圏広域地方計画の改定にあたり、国土形成計画法第十条第五項に基づき、学識経験等を有する者の意見を聴く場として、中部圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第三条 有識者会議は、別表に掲げる有識者（以下「委員」という。）で組織する。

2 次条に規定する座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 委員は非常勤とし、その任期は中部圏広域地方計画策定までとする。

(座長)

第四条 有識者会議に座長を一名置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、委員のうち座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(透明性の確保)

第五条 有識者会議の開催予定は、公表する。

2 有識者会議については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと有識者会議が認める場合は、非公開とする。

3 有識者会議に提出された資料（以下この条において「資料」という。）及び議事概要は、公開する。ただし、公開することが適切でないと有識者会議が認める資料は、非公開とする。

4 前項の規定による資料及び議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

(庶務)

第六条 有識者会議の庶務は、中部圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第七条 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この運営要領は、令和 4 年 8 月 1 7 日から施行する。

中部圏広域地方計画有識者会議 委員名簿

(敬称略 五十音順)

う ら た ま ゆ
浦田 真由

国立大学法人名古屋大学大学院 情報学研究科 准教授

え ざ き き く
江崎 貴久

有限会社オズ 代表取締役
海の幸とやすらぎの宿 海月 女将

お が わ ひかる
小川 光

国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部
公共経済政策講座 教授

お く の の ぶ ひろ
奥野 信宏

公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長

か と う ゆ り こ
加藤 百合子

株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役

こ だ ま と し ひと
小玉 寿仁

トヨタ自動車株式会社 総務部 渉外室 室長

さ か ぎ ば ら ひ ろ み
榊原 洋実

株式会社 J E R A 執行役員西日本支社長

し ろ と り た か し
白鳥 孝

伊那市長

す え ま つ の り こ
末松 則子

鈴鹿市長

つ る た り え
鶴田 利恵

四日市大学 総合政策学部 総合政策学科 教授

と だ と し ゆ き
戸田 敏行

愛知大学 地域政策学部 教授

の ぐ ち
野口 あゆみ

特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリースターセンター
事務局長

ふ く わ の ぶ お
福和 伸夫

国立大学法人名古屋大学 名誉教授

ま す だ み ち こ
増田 理子

国立大学法人名古屋工業大学 社会工学科 教授

む ら か み の ぶ お
村上 啓雄

国立大学法人岐阜大学 名誉教授

も り か わ た か ゆ き
森川 高行

国立大学法人名古屋大学 未来社会創造機構
モビリティ社会研究所 教授